

1. 件名：福島第一原子力発電所における規制の見直しに係る関係法令の面談
2. 日時：令和元年10月11日（金） 11時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、佐藤係長

検査グループ

専門検査部門

宮崎上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）から原子力規制庁に対し、10月8日の面談で原子力規制庁から示した、令和元年5月29日の原子力規制委員会において審議した東京電力福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の規制の見直しの方向性を踏まえた1Fに関する規則等の改正案（以下「改正案」という。）について、以下の事項について確認があった。

- 改正案における、施設定期検査の考え方
- 1Fにおける施設の廃止の考え方

○原子力規制庁から、上記確認事項について、東京電力に対し以下回答・コメントした。

- 改正案における施設定期検査では、従来あった事業者からの申請を待たず、原子力規制委員会が、廃炉作業の進捗状況等を踏まえ、重点的に確認すべき施設をより主体的に選定し、監視することを検討している。
- 1Fにおける施設の廃止においては、通常炉同様炉毎を対象とするのではなく、個別の施設毎を対象とする。また、当該施設に廃炉作業上要求する機能が無くなり、かつ、内包される放射性物質等のリスクが除去されることが必要であると認識している。
- なお、現在提示している改正案はあくまで検討段階のものであり、今後原子力規制委員会内における更なる検討や、パブリックコメントによる意見等により、変更がありうる。
- いずれにしても、東京電力においては、今般の規制の見直しを踏まえた関係法令の改正によって要求される事項について、適切に対応できるよう、準備

を進めること。

○東京電力から、コメントについては今後検討し、適切に対応していく旨回答があった。

6. 資料

- 1F 規制見直しに関する確認事項